

(1) 感染拡大防止助成金の概要

感染拡大防止ガイドライン策定普及モデル事業において、北海道ホテル旅館生活衛生同業組合（以下当組合と言います）が策定する北海道ホテル・旅館[宴会部門] 感染拡大防止ガイドライン（以下、ガイドラインと言います）に基づき、感染拡大防止に取り組む施設に予算の範囲内で感染拡大防止助成金（以下、助成金と言います）を支給します。

(2) 支給額

1 施設につき25万円

(3) 助成金の使途

ガイドラインに基づいた取組に対する直接経費として活用できます。

(4) 申請要件

助成金の申請要件は、次の全ての要件を満たすこととします。

①旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて営業している施設であって、宴会部門を有し、地域における冠婚葬祭や住民、企業等の交流の場として宴会場の提供を行っていること。なお、対象の宴会場は、会食を伴う集会用に使用することを主目的として提供している会場で、団体客の受入れの実績があり、かつ今後も営業を継続するものに限りません。

※助成金の支給は、旅館業法第3条第1項の営業許可を受けた施設単位で行います。

※同一建物内に2つ以上の宴会場がある場合、助成対象施設数は「1施設」とカウントします。

※営業許可を別々に受けた本館や別館などを有し、それぞれにフロントや受付などの機能が設けられた建物内に宴会場があり、実態として建物個々で営業を行っている場合は、その建物数を助成対象施設数としてカウントします。

※専ら宿泊者向けの朝食等（宿泊行為と一体とみなされる食事等）に利用されるレストラン及び食堂並びに会議室等の会場は対象外とします。

②暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団関係事業者（暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しないこと。

(5) 申請に必要な書類

①感染拡大防止助成金交付申請書

北海道ホテル・旅館[宴会部門] 感染拡大防止ポータルサイト（以下、ポータルサイトと言います）から印刷できない場合は、受付事務局までお問い合わせください。

②宴会場の営業の実態が確認できるもの

宴会プラン等が掲載されたパンフレット、ホームページ、広告等の写し（施設名[屋号]が確認できるもの）

③誓約書

④感染拡大防止対策の取組チェックシート及び取組状況確認写真添付台紙

⑤通帳の写し

口座名義人、口座番号、口座種別、金融機関名、支店名がわかるページの写し

⑥旅館業法に基づく営業許可書の写し又はこれに類する書類（保健所の証明があるものに限る。）

※上記以外にも、申請後、必要に応じ追加の書類提出を求められることがあります。

(6) 申請方法

助成金支給を希望する施設は、北海道ホテル・旅館[宴会部門] 感染拡大防止助成金交付申請書に、上記（5）

に掲げる申請に必要な書類を添えて、当組合が定める申込期日までに事務局に提出してください。助成金は当組合が運営する北海道ホテル・旅館[宴会部門] 感染拡大防止助成金受付事務局が窓口となり、申請の受付、申請内容の確認を行います。

(7) 申請書類の提出

①オンライン提出の場合

ポータルサイトから提出ができます。

9月30日(水曜日)23時59分までに送信を完了してください。

②郵送の場合

申請書類を次の宛先に郵送することで提出することができます。

9月30日(水曜日)の消印有効です。

(宛先)

〒060-0052 札幌市中央区南2条東3丁目 株式会社ノヴェロ内
北海道ホテル・旅館[宴会部門] 感染拡大防止助成金受付事務局

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

※簡易書留や一般書留、レターパックプラス(郵便物の追跡ができる方法で、かつ配達時に受け取り確認がされるもの)で郵送してください。

※普通郵便で送付され、万が一紛失等があった場合、事務局ではその責任を負いかねますのでご留意ください。

(8) 申請受付期間

令和2年6月19日(金曜日)から同年9月30日(水曜日)まで

(9) 支給の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められるときは助成金を支給します。

(10) 通知等

①申請書類の審査の結果、助成金を支給する旨の決定をしたときは、後日、支給に関する通知を発送します。

②申請書類の審査の結果、助成金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知を発送いたします。

③助成金受給者については、ガイドラインに基づいた取り組みを行うホテル・旅館として、ポータルサイトにおいて、対象施設名(屋号等)を公表します。

(11) その他

助成金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、助成金の支給決定の全部又は一部を取り消します。この場合、既に当該取消しに係る部分に対する助成金が交付されているときは、当組合は期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を命ずることとし、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命じます。

お問い合わせ先

〒060-0052

札幌市中央区南2条東3丁目 株式会社ノヴェロ内

北海道ホテル・旅館[宴会部門] 感染拡大防止助成金受付事務局

TEL 011-212-1646

受付時間 平日 午前10時~午後4時00分まで(土、日、祝日をのぞく)